

災害等情報（詳報）

鉱種： 石灰石	鉱山の所在地： 岡山県					
災害等の種類： (坑外) 運搬装置のため (コンベアのため)	発生日時： 平成29年9月15日(金) 10時30分頃	罹災者数	死	重	軽	計
			-	1	-	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 21歳、プラント員、直轄、勤続年数1年、担当職経験年数1年						
罹災程度：右前腕橈骨(とうこつ)・尺骨(しゃっこつ)骨折 (休業日数：181日休業見込み)						
<p><b>【概要】</b></p> <p>8時前、罹災者は選鉱場操作室において、作業員5名（罹災者含む）により、始業ミーティングを実施した。</p> <p>8時05分、罹災者は始業ミーティング終了後、1人で選鉱場に行き、始業前（起動前）点検及び選鉱設備の起動スイッチを押しにまわった。</p> <p>10時30分、選鉱設備起動後、設備の運転状況を確認しながら、選鉱場操作室に戻ろうとしていたところ、ベルトコンベアテーブルプーリー部のリターンベルト裏側に付着していた砂が気になり、軍手をしていた右手で砂を払おうとした。その際、誤って、ベルトコンベアテーブルプーリーに右腕が巻き込まれ罹災した。</p> <p>10時30分過ぎ、罹災者は携帯していた無線機で同僚を呼び出し、同僚がベルトコンベアを停止した後、同僚と近くにいた3人の作業員に救出された。その後、事務員の運転する車で病院に搬送された。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>○罹災者が安易に稼働中のベルトコンベアの回転部付近を手で払おうとした。</p> <p>○ベルトコンベア回転部に身体等の巻き込まれ防止の措置が不十分であった。</p>						
<p><b>【対策】</b></p> <p>○ベルトコンベアのテーブルプーリー回転部に防護カバーを設置した。</p> <p>○当該箇所へは運転中は「立入禁止」とし、警標を設置した。</p> <p>○作業手順に、ベルト等に付着した砂を除去する目安となる写真を添付し、鉱山労働者に周知した。</p>						
<p><b>【参考情報等】</b></p> <p>○テーブルプーリーなどの回転部には、適切な防護措置を施しましょう。</p> <p>○鉱業権者が定めた作業手順を遵守しましょう。</p> <p>○ベルトコンベアの掃除等の作業を行う場合は、ベルトコンベアの運転を停止する措置を講じましょう。</p>						

鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。

＜鉱山保安法令＞

- ・ 鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第 27 条）
- ・ 鉱山等に設置される施設に関する共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 3 条第一号、第二号）

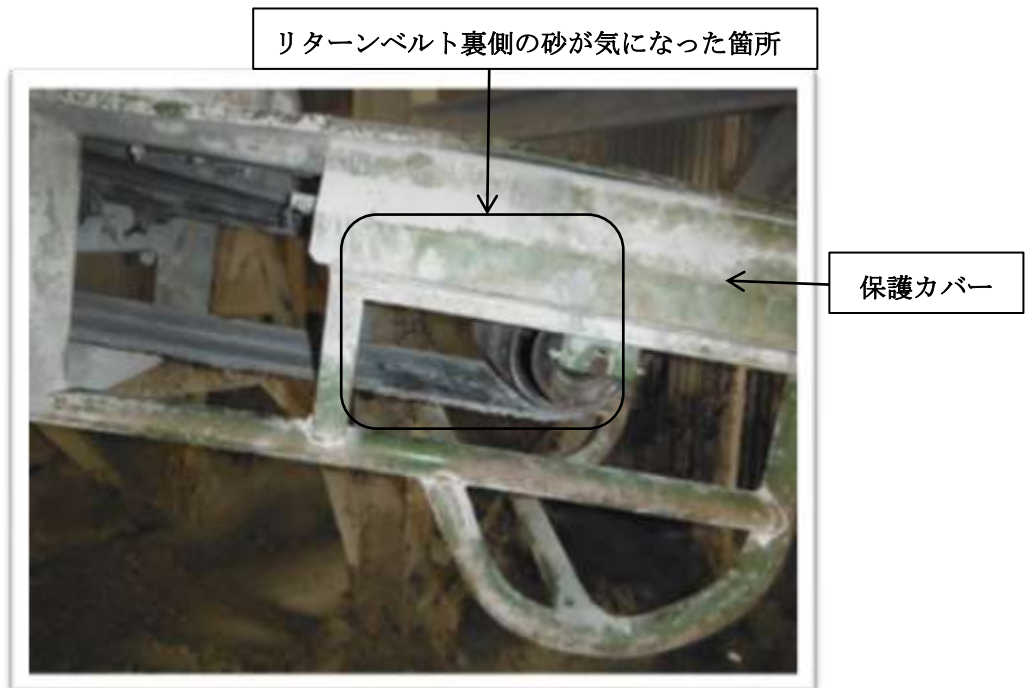
＜労働安全衛生法令＞

- ・ 原動機、回転軸等による危険の防止（労働安全衛生規則第 101 条）

**【お問い合わせ先】**

中国四国産業保安監督部 鉱山保安課 藤田、久保

電話番号：082-224-5755



ベルト幅32cmの小型ベルトコンベア（テールプーリー部）